

専門部会の開催状況について

1 処遇困難事例等専門部会

【所管事項】

児童福祉施設への入所等の措置の決定及び解除等に関する事項

【開催状況】

(1) 平成 25 年度

① 開催回数 11 回

② 諮問等件数 48 件

(件)

月	処遇困難事例					里親認定					FH 指定	自立援 助ホーム 指定	合計
	28条 申立	28条 更新	処遇 困難	その他	小計	養子	養育	親族	専門	小計			
4	1			2	3	1			2	3			6
5	1			2	3	1				1	1		5
6				3	3	1		2		3	1		7
7						1	3			4			4
9	2				2		3	1		4			6
10	1			2	3								3
11			1		1								1
12							2	1		3			3
1				4	4	2	3			5			9
2				1	1								1
3	1				1	1				1	1		3
計	6		1	14	21	7	11	4	2	24	3		48

※ FH・・・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

※ 8月は開催なし

(2) 平成 26 年度（1月末現在）

① 開催回数 10 回

② 諮問等件数 44 件

(件)

月	処遇困難事例					里親認定					FH 指定	自立援 助ホーム 指定	合計
	28条 申立	28条 更新	処遇 困難	その他	小計	養子	養育	親族	専門	小計			
4	2			1	3	4	2		1	7			10
5						2	3			5			5
6				1	1	1	2			3			4
7	1				1		1			1			2
8				2	2		2			2			4
9				1	1		2			2		2	5
10				1	1		1			1		1	3
11	1				1		1			1			2
12	1				1	3	2			5			6
1						2				2		1	3
計	5			6	11	12	16		1	29		4	44

2 権利擁護等専門部会

【所管事項】

児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例等の検証

【開催状況】

(1) 平成 25 年度

回	日程	内容
第 1 回	平成 26 年 1 月 17 日	・ 守秘義務について ・ 被措置児童の権利擁護に関する報告 ・ 児童虐待死亡事例等検証 1 事例
第 2 回	平成 26 年 3 月 24 日	・ 児童虐待死亡事例等検証 1 事例

(2) 平成 26 年度（1 月末現在）

回	日程	内容
第 1 回	平成 26 年 7 月 23 日	・ 被措置児童の権利擁護に関する報告 ・ 児童虐待死亡事例等検証 1 事例
第 2 回	平成 27 年 1 月 26 日	・ 福岡市被措置児童等虐待防止ガイドラインの策定 ・ 児童虐待死亡事例等検証 2 事例

【児童虐待による死亡事例等検証報告】

平成 26 年 6 月報告 : 平成 25 年 2 月 15 歳児死亡事例

報告書 : 別添

○検証の提言

- ・ 精神疾患に関する市民啓発の強化
- ・ 精神疾患を有する同居家族が子どもに加害行為を与える可能性への気づき

3 教育・保育施設等認可・確認専門部会

【所管事項】

保育所，家庭的保育事業等及び幼保連携型認定こども園に係る認可等に関する事項並びに特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項

【開催状況】

(1) 平成 26 年度（1 月末現在）

回	日程	内容
第 1 回	平成 27 年 1 月 13 日	地域型保育事業者の選定について審議 (37 事業者)

本報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

児童虐待による死亡事例等検証報告書

(平成25年2月 15歳児死亡事例)

平成26年6月

福岡市こども・子育て審議会権利擁護等専門部会

目 次

1 検証の目的	1
2 検証の方法	1
3 本事例の概要	1
4 家庭の状況	1
5 関係機関の情報	2
6 裁判の傍聴により把握した情報	2
7 調査による事実関係	3
8 本事例の分析	4
9 提言（今後の課題）	4

（参考資料）

福岡市における検証体制

福岡市こども・子育て審議会権利擁護等専門部会	6
------------------------	---

1 検証の目的

平成20年4月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」により、国及び地方公共団体に、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証の責務が規定されている（第4条第5項）。

児童虐待死亡等事例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対処の体制等を充実、強化することを目的とする。

2 検証の方法

本市における検証組織としてこども・子育て審議会に「権利擁護等専門部会」を設置している。

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日の厚生労働省局長通知、平成23年7月27日改正）に基づき、専門部会は、児童虐待死亡事例（心中を含む）等が発生した場合、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等、検証を行い、必要な再発防止策を検討する。具体的には、事務局からの事例に関する情報提供とともに、必要に応じて関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、①行政のスタッフ、組織などの体制面の課題 ②対応・支援のあり方など運営面の課題、等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行う。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではなく、また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内各関係機関、国(厚生労働省)等に公表することとしている。

3 本事例の概要

平成25年2月16日午前4時55分頃、「自宅で祖父が孫を殺した」と本児の母が警察に通報。

同日午前4時30分頃、祖父が寝ていた本児の首をワイヤーで締めた後、キッチンばさみと出刃包丁で頸部、胸部、腹部を数回刺して失血死させた。祖父が自宅1階で本児を殺害後、2階に寝ていた本児の母のところに行ったところを、母が包丁を取り上げて警察に通報した。

平成25年9月に福岡地方裁判所において、祖父に懲役4年の判決（求刑5年）が言い渡された。判決において、事件当時、祖父は認知症の初期状態で、うつ病を発症しており、心神耗弱状態であったとされた。

4 家庭の状況

3人世帯（年齢は事件発生当時）

本児 15歳（特別支援学校中学部3年、身体障害者手帳及び療育手帳を所持）

母 36歳

母方祖父 66歳

※平成11年に母方祖母が死亡。平成13年に父母が離婚。その後、母子は母方祖父と同居していた。

5 関係機関の情報

(1) 特別支援学校（※事務局のヒアリングによる）

- ・本児は身体障がい及び軽度の知的障がいがあるが、自分の身の回りのことは自分ですることができる。
- ・本児の性格は明朗で、コミュニケーション能力が高く、誰とでも仲良くでき、友達の手助けをするような面倒見の良い子である。
- ・中学部卒業後は特別支援学校高等部への進学を希望し、入学願書も出していた。
- ・本児と祖父の関係についてのエピソードとしては、本児が祖父の誕生日にプレゼントをあげたという話を聞いたことがある。
- ・本児は前日まで元気に登校しており、事件が起きる兆候など気になることはまったくなく、学校としては突然起きた事件という印象であった。

(2) こども総合相談センター

○平成21年7月23日 療育手帳申請のための面接

- ・判定：療育手帳B2
- ・母と本児が来所。本児は礼儀正しく対応し、指示には従順に従う。情緒は安定しており関係はとりやすい。

○平成23年8月31日 療育手帳再判定のための面接

- ・判定：療育手帳B2
- ・母と本児が来所。本児は検査にはじっくりとまじめに取り組む。情緒は安定しており、穏やかな性格。

(3) 区保健福祉センター

相談履歴なし

6 裁判の傍聴により把握した情報（平成25年9月裁判員裁判）

(1) 判決

- ・懲役4年の判決（求刑5年）。
- ・裁判所の判断は、以下のとおり。

被告人は認知症の初期症状をベースとしたうつ病を発症しており、心神耗弱状態であった。被告人には断片的な記憶しかなく特定の動機の認定は困難であり、高齢で精神疾患の治療を必要とするが、確実に被害者を殺そうとしていたこと、また、被害者にはなんら落ち度はないことから、刑を猶予するものではない。

(2) 精神鑑定を行った医師の証言（平成25年3月4日～5月14日に鑑定実施）

- ・事件当時、被告人は認知症の初期状態で、うつ病がベースにあった。平成24年11月から事件の2週間前に顕著化し始め、この状態が事件に著しい影響を与えた。
- ・うつ症状としては、抑うつ気分、意識低下、不安、焦燥感、思考抑制、まじめ、希死念慮、拡大自殺（一家心中するつもりだったとの発言）がみられ、認知症の症状としては、時間見当識の障害、空間認知機能の障害、過度の礼儀正しい言動がみられる。MRI・SPECT所見などから判断すると、被告人はうつ病と認知症の両方が混在する状態であった。

- ・身体的検査、心理的検査の結果、診断は、うつ病、アルツハイマー型認知症である。また、可能性として、拘禁反応、せん妄、統合失調症もないとはいえない。
- ・犯行前症状は、暗く、塞ぎこみ、何もせず過ごしている。ブツブツと独り言をいい「寂しい」という感情を訴えていた。また、お金のことを心配し、生活不安もあった。
- ・「いつも孫から暴力を振るわれていた」という発言もあったが、明確な動機は不明である。

(3) 証拠、被告人質問及び証人質問等から

○本児と祖父の関係について

- ・祖父は、従来からよく本児の世話をし、本児も祖父になついていたが、平成24年1月の退職後は特に世話をするようになり、本児が自分でできることまでして本児がいららすることがあった。
- ・平成24年夏頃、本児がふすまを蹴ったことを祖父が注意したところ本児が祖父を殴ったことがあった。
- ・被告人質問の中で、祖父は、「孫から1回だけ叩かれたことがあるが恨んだりすることはなかった。自分が世話を焼きすぎて孫がきつい思いをすることがあったかもしれない。孫からきつい言葉を言われたことはない。できないことは手伝ってやりたかった。」と答えた。

○事件当時について

- ・平成25年1月頃 祖父は耳が悪くなったことについて、前年夏に本児に殴られたせいかもしれないと言っていたが、病院では難聴と殴られたことは関係ないとの説明だった。受診後、母が本児に祖父を殴ったことを注意したところ、本児は泣いて謝った。
- ・1月後半から、祖父は考え込むことが多くなった。1日中独り言を言ったり、同じことを何度も言うようになり、だんだん会話が成り立たなくなった。また、お金の心配をしていた。母は様子がおかしいと思い、母の姉に相談したことがあった。
- ・2月には、祖父は夜中に本児やその母を起こすようになり、「寂しい」と言っていた。そのため、本児が祖父の近くに寝るようにした。
- ・「事件直前に孫から何か言われたり、嫌がる言動はなかったか」との質問に対し、祖父は「何もなかった」と答えた。

7 調査による事実関係

- (1) 本児は身体障がいと知的障がいがあったが、自分のことは自分ですることができ、友人や教師との関係も良く、順調な学校生活を送っていた。学校は、本児や家族から家庭について相談を受けておらず、家庭生活についても特に問題はないと考えていた。
- (2) こども総合相談センターは、本児の療育手帳申請や再判定のための面接で関わりがあったが、それ以外の相談を受けた履歴はない。区保健福祉センターにおいても相談の履歴はない。
- (3) 祖父の裁判の中では、祖父は、母と本児との3人の生活の中で本児の面倒を見てよく関わっており、本児も祖父になついていたということであった。本児が祖父に暴力を振るったこともあったが、事件当時、祖父が「寂しい」と言うため本児が祖父の近くに寝るようにするなど、本児が祖父を気遣う面も見られた。
また、祖父は事件前、考え込むことが多く1日中独り言を言うようになり、だんだん会話が成り立たなくなったため、母は祖父の様子がかれまでとは異なると感じていたとのことであった。

- (4) 祖父の精神鑑定を行った医師の証言では、本児から祖父に対して「いつも暴力が振るわれていた」という祖父の発言があったとのことだが、弁護側及び検察側からの祖父に対する質問では、祖父は本児からの暴力は1回のみと答えており、暴力の頻度ははっきりしない。
- (5) 祖父の裁判の判決において、祖父は認知症の初期症状でうつ病を発症しており、また、祖父には断片的な記憶しかなく、特定の動機の認定は困難であるとされた。

8 本事例の分析

- (1) 本児に日常的に関わりを持つ機関は特別支援学校であったが、学校では本児は問題なく順調に過ごしており、学校が事件の発生を予測することは困難であった。
- (2) 祖父が事件を起こした動機は特定できなかったが、認知症やうつ病といった祖父の精神疾患が事件発生に影響を与えたと考えられる。
- (3) 祖父は、難聴により人との会話に不自由があったこと、退職後に刺激や生きがいが少なくなったこと、孫が障がいを抱えていたことなどがあり、精神的に落ち込みやすく、孤立感や不安感が高まり、精神疾患になりやすい要因が重なったと考えられる。
- (4) 祖父は事件前に急激に精神状態が悪化したが、家族は祖父の様子がこれまでとは異なると感じていたものの、祖父が認知症やうつ病を発症していることに気付いていなかった。

9 提言（今後の課題）

当専門部会としては、学校など関係機関へのヒアリングや祖父の裁判の傍聴により、情報を収集したものの、検証の材料となる情報が非常に限られており、詳細な検証を行うには困難を伴った。裁判においても、祖父と母及び母と本児の関係などについての情報は少なく、家族全体の関係を把握することは難しかった。しかも、祖父には断片的な記憶しかなく、裁判においても殺害に至る経緯や動機を解明することができなかった。

そのため、本事例については、事実のみから考察するのではなく、可能性として考えられる要因をもとに今後の課題を考察し、同様の事件の発生を防ぐための方策として福岡市に対して提言する。

(1) 精神疾患に関する市民啓発の強化

祖父が精神疾患発症の初期段階で、適切な診断と治療、サポートやケアを受けることができ、また、家族も専門家から対応の助言を得ることができていれば、今回のような事件は発生しなかった可能性が推測される。

現在、うつ病や認知症の普及啓発については、行政や医療機関が取り組んでいるものの、一般市民に対して十分な理解が広がっているとは言えない。また、精神科医療機関の受診に抵抗を持つ人も少なくない。

そのため、家族や周囲の人たちが早期に気づき適切な対応ができるためには、うつ病や認知症にはどのような症状が現れるのか、どのように対応したらよいのか、どういった場合に

医療機関受診につなげていったらよいかについて、市は市民への広報を強化することが必要である。

(2) **精神疾患を有する同居家族が子どもに加害行為を与える可能性への気づき**

国の「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が実施している「子ども虐待による死亡事例等の検証結果」の第1次報告から第9次報告をみると、祖父母が孫を殺害したという事例は、心中以外の虐待死で4例（495例中）、心中事例で10例（355例中）であり、この14例において、祖父母の行為の背景に精神疾患があったかどうかは明らかではない。

しかしながら、精神疾患を起因として母親が子を殺害した事例は、本市においても、過去に複数回起きており、うつ病や認知症などの精神疾患を有する祖父母などの同居家族が、子どもに加害行為を与える可能性があることについて、子どもに関わる機関やその関係者は知っておく必要があり、虐待リスクのアセスメントを行う際には考慮すべき項目として意識しておくよう研修等で改めて知らせるべきである。

(参考資料) 福岡市における検証体制

福岡市こども・子育て審議会権利擁護等専門部会

1 所管事項

(1) 児童虐待による死亡事例等の検証に関すること

死亡事例等が発生した場合に検証について市長からの諮問を受け、検証結果について答申を行う。

(2) 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関すること

児童養護施設等における入所児童の権利擁護について、入所児童及び保護者等から寄せられた相談、通告に係る報告及び児童養護施設等の第三者評価の報告等を市から受け、必要に応じて専門的な意見を述べ、助言を行う。

2 委員名簿

(50音順)

安部 計彦	西南学院大学教授 (人間科学部社会福祉学科)
杉原 知佳	福岡県弁護士会代表
谷口 初美	九州大学大学院教授 (保健学部門看護学分野母性看護・助産学)
◎ 針塚 進	中村学園大学教授 (教育学部)
○ 森住 勝子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長
山下 洋	九州大学病院子どものこころの診療部特任講師

◎ 部会長 ○副部会長

3 審議経過

平成24年度第5回権利擁護等専門部会 (平成25年3月14日)

(1) 事例発生 of 報告

平成25年度第1回権利擁護等専門部会 (平成26年1月17日)

(1) 検証協議

平成25年度第2回権利擁護等専門部会 (平成26年3月24日)

(1) 検証協議

平成26年4月～5月

報告書のまとめ、最終確認

福岡市子ども未来局子ども部子ども家庭課

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 - 8 - 1

TEL 092-711-4238 (直通)

FAX 092-733-5534

E-mail:k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp